

# あいさい市民防災講演会

**日時** 10月14日(土)  
午後1時30分～3時  
(開場:午後1時)

**場所** 文化会館 ホール

**テーマ** 「東日本大震災津波体験記  
～3.11宮城県多賀城市で被災、子を連れて3日間避難所で  
過ごした記憶～」

**話す人** 荒井 佐知子氏(防災士・NPO法人  
あま市防災ネット美和支部所  
属・被災当時1歳児の母)

**定員** 先着600人 ※定員になり次第締切

**参加費** 無料 **申込** 不要

**その他** 発熱がある方、体調の悪い方は参加をお控えください。

※実施に関する情報は、市ホームページなどで随時お知らせします。

📞 危機管理課 ☎(55)7130 🌐 <https://www.city.aisai.lg.jp/>



## 自治基本条例とまちづくり②5

7月号では、第37条(他の自治体等との連携)第38条(最高規範性)について紹介しました。

今月は、第7章 条例の運用と点検、検証(第39条・第40条)、第8章 条例の改正(第41条)について紹介します。



**第39条** 市民と市は、この条例の運用と点検においては、自治の基本的な考え方及び基本原則に基づき行います。

**第40条** 市長等は、この条例の内容を社会や経済情勢の変化に照らして、検証を行います。

2 市長等は、前項の検証に当たっては、最も効果的な方法により市民の意見を聴かなくてはなりません。

3 市長等は、第1項の検証を行ったときは、その結果を公表しなければなりません。

**第41条** 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合(法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。)は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴かなくてはなりません。

**附 則** (この条例は、平成27年4月1日から施行します。)

この条例は、社会や経済情勢の変化に照らして検証し、最も効果的な方法により市民の意見を聴き、検証を行ったときはその結果を公表しなければなりません。

また、この条例の改正を提案しようとする場合は広く市民の意見を聴かなくてはなりません。

🌐 市民協働課 ☎(55)7113